

指定認知症対応型共同生活介護事業所
〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所〕
グループホーム 「かわも」 運営規程

令和6年 4月

指定認知症対応型共同生活介護
〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕
グループホーム「かわも」事業運営規程

【目的】

第1条 医療法人社団それいゆ会が設置するグループホーム「かわも」（以下「事業所」という。）において実施する指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）の利用者に対して家庭的な環境のもとで、利用者の立場に立った適切な事業の提供を確保することを目的とする。

【運営の方針】

- 第2条 事業の実施に当たっては、介護保険法並びに関係する宝塚市条例、厚生労働省令、告示の趣旨、内容を遵守する。
- 2 事業所の運営にあたっては、要介護者であり認知症の状態にある利用者（当該認知症に伴い著しい精神症状を呈するもの、及び当該認知症に伴い著しい行動異常があるもの、並びに認知症の原因となる疾患が急性の状態にあるものを除く。）の人格を尊重し、利用者の立場にたったサービスの提供に努めるとともに、利用者がその有する能力に応じて、可能な限り自立した生活を営むことが出来るように努める。
 - 3 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者、保健・医療・福祉サービスを提供する者、地域住民等との連携に努めるものとする。
 - 4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
 - 5 事業の提供の終了に際しては利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅支援事業者へ情報の提供を行う。

【事業の運営】

第3条 事業の提供に当たっては、事業所の従業員によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

【事業所の名称等】

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一、名 称 グループホーム 「かわも」
- 二、所在地 兵庫県宝塚市川面3丁目24番9号

【従業者の職種、員数及び職務内容】

第5条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- | | | |
|-------------------------|---------------------|---|
| 一、管理者 | 1名（常勤兼務） | 管理者は、事業所の職員を代表する。
管理者は、従業員の管理及び業務の管理を行うと共に法令等において規定されている指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の実施に関し、事業所の従業員に対し遵守すべき事項において指揮命令を行う。 |
| 二、計画作成担当者
（ユニットリーダー） | 2名（常勤兼務） | 計画作成担当者は、自らも介護職員として勤務すると共に介護計画を作成する。連携する他施設、医療機関等との連絡調整を行う。 |
| 三、介護職員 | 15名（常勤専任及び兼務、非常勤専任） | 介護職員は、運営規程に従い、利用者に対して必要な介護を行う。 |
| 四、夜間及び深夜勤務介護職員 | 2名（常勤専任及び非常勤専任） | 当該夜間及び深夜時間帯に入居者の安全管理を行う。 |

【利用定員】

第6条 利用定員は、2ユニットで18名とする。

内訳 2F 1ユニット：9名 3F 1ユニット：9名

【指定認知症対応型共同生活介護〔介護予防〕の内容】

第7条 介護の内容は次のとおりとする。

- 一、入浴、排泄、食事、着替え等の介護
利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行うものとし、食事その他の家事等は、原則として利用者と介護従事者が共同で行うよう努めるものとする。
- 二、日常生活上の世話
利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続きについて、利用者又はその家族が行うことが困難である場合は、利用者又はその家族の同意を得て、代わって行うものとする。
- 三、機能訓練
利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、利用者の趣味又は嗜好に応じた活動の支援に努めるものとする。
- 四、相談および援助
常に利用者の家族との連携を図るとともに利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。またその求めに適切に応じるとともに、必要な助言その他の情報提供を行うものとする。

【利用料の受領】

第8条 指定認知症対応型共同生活介護事業者〔介護予防〕（以下「事業者という」）は、法定受領代理サービスに該当する指定認知症対応型共同生活介護〔介護予防〕を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、指定認知症対応型共同生活介護〔介護予防〕に係る居宅介護サービス費用基準額から当該事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。

- 2 事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護〔介護予防〕を提供した際にその利用者から支払いを受ける利用料の額と、指定認知症対応型共同生活介護〔介護予防〕に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにする。
- 3 事業者は、前2項の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払いを利用者から受ける。

《指定認知症対応型共同生活介護〔介護予防〕の利用の場合》

- 一、食材料費 58,200 円/月
- 二、家賃 110,000 円/月 又は 109,000 円/月
- 三、水道光熱費 18,000 円/月
- 四、共益費 18,000 円/月
- 五、おむつ代 実費とする。
- 六、理美容代 実費とする。
- 七、入居一時金 700,000 円（入居期間に応じて返金）
- 八、保証金 500,000 円（退居時に保証実費を差し引き返金）
- 九、前各号に掲げるもののほか、指定認知症対応型共同生活介護〔介護予防〕において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当とみとめられるもの。

《短期利用共同生活介護〔介護予防〕の利用の場合》

- 一、食材料費 朝食 460 円、昼食 640 円、夕食 640 円、おやつ 200 円
- 二、家賃 2 F 3,670 円/日、 3 F 3,640 円/日
- 三、水道光熱費 600 円/日
- 四、共益費 600 円/日
- 五、おむつ代 実費とする。
- 六、理美容代 実費とする。
- 七、前各号に掲げるもののほか、指定認知症対応型共同生活介護〔介護予防〕において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当とみとめられるもの。
- 4 事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ、利用者またはその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。
- 5 前各項に規定される利用料には、協力医療機関等から提供される医療及び、指定居宅療養管理指導料等の法定代理受領分の費用は含まれない。

- 6 法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護〔介護予防〕に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定認知症対応型共同生活介護〔介護予防〕の内容、支払いを受けた費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対し発行する。

【入居にあたっての留意事項】

- 第9条 指定認知症対応型共同生活介護〔介護予防〕は要介護者（要支援者）であって、認知症の状態にある者のうち、次の各号を満たす者に提供するものとする。
- 一、少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
 - 二、自傷他害の恐れがないこと。
 - 2 事業所は、入居希望者の入居に際しては、医師の診断書等により当該入居希望者が認知症の状態である者であることを確認するものとする。
 - 3 入居希望者は、入居申し込みに際して、被保険者証を提示し、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の期間を明らかにしなければならない。
 - 4 事業所は、入居希望者の入居に際しては、医師の診断書等により当該入居希望者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握をするものとする。
 - 5 入居希望者は、入居に際して、事業所が用意する入居申込書、サービス提供契約書に署名捺印して提出する。身元引受人は成年者で独立の生計を営むものを定め、別の定める契約書により、利用者と連名で事業者と契約を締結するものとする。
 - 6 利用者は、健康に留意するものとし、事業所で行う健康診断等は特別な理由がない限り受診するものとする。
 - 7 事業所は、利用者が入院治療を要するものであること等、利用者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な他の事業者、介護保険施設、医療機関等を紹介するなどの適切な措置を速やかに講じるものである。
 - 8 入居後、利用者の状態が変化し、事業者が自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は退居させる場合がある。
 - 9 利用者の退居に際しては、利用者及びその家族の意向を踏まえた上で、退居後の生活環境や介護の継続性に配慮し、他のサービス提供機関と協議する等、退居に必要な援助を行うものとする。
 - 10 利用者は事業所内で次の行為をしてはならない。
 - 一、事業所の秩序、風紀を乱し安全衛生を害する行為。
 - 二、宗教や信条の相違等の理由で他人を攻撃し、自己の利益のために他の利用者の自由を侵す行為。
 - 三、けんか、口論等他の利用者に迷惑を及ぼす行為。
 - 四、指定された場所以外での火気の使用。
 - 五、故意に共同生活住居の設備、備品等に損害を与え、又はこれを持ち出す行為。
 - 六、同時に入居している他の利用者に関する情報を漏らす行為
 - 11 上記前項に規定する事項は、利用者の家族にも適用するものとする。
 - 12 短期利用共同生活介護〔介護予防〕の利用者の入退居に際しては、利用者を担当

する居宅介護支援専門員と連携を図ることとする。

【利用申し込み】

第10条 指定認知症対応型共同生活介護〔介護予防〕開始に際し、あらかじめ、入居希望者又はその家族に対し、指定認知症対応型共同生活介護〔介護予防〕従業者の勤務の体制その他の入居希望者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービス内容及び利用期間等について入居希望者の同意を得るものとする。

【非常災害対策】

第11条 非常災害に備えて必要な設備を設け、防災、避難に関する計画を作成するものとし、利用者の安全確保に努めなければならない。

- 2 非常災害に備え、少なくとも6ヶ月に1回は避難、救出その他の必要な訓練を行うものとする。

【緊急時における対応方法】

第12条 利用者に緊急事態が生じたときは、直ちに管理者に報告するとともに、主治医或いは協力医療機関に連絡し、医師の指示に従うものとし、必要に応じて適切な措置を講じるものとする。

【事故発生時の対応】

第13条 利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護〔介護予防〕の提供により事故が発生した場合には、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に関する居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 2 利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護〔介護予防〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、誠意をもって対応し、損害賠償を行うものとする。

【苦情処理】

第14条 指定認知症対応型共同生活介護〔介護予防〕の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置等、必要な措置を講じるものとする。

- 2 提供した指定認知症対応型共同生活介護〔介護予防〕に関して、市町村が行う文書などの提出や提示の求め又は当該市町村からの質問や照会に応じるほか、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査にも協力するものとする。市町村から指導又は助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行うものとする。
- 3 提供した指定認知症対応型共同生活介護〔介護予防〕に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行うものとする。

【衛生管理】

第15条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的

な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、感染症の発生、蔓延を防ぐために必要な措置を講じるものとする。

【認知症対応型共同生活介護〔介護予防〕計画の作成】

第16条 事業所の計画作成担当者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の介護従業者との協議のうえ、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護〔介護予防〕計画を作成するものとする。

- 2 事業所の計画作成担当者は、それぞれの利用者に応じた認知症対応型共同生活介護〔介護予防〕計画を作成し、その内容等について利用者又はその家族に対し説明し同意を得るものとする。
- 3 認知症対応型共同生活介護〔介護予防〕計画の作成にあたっては、通所介護（当該指定認知症対応型共同生活介護事業者との契約により、利用者に介護保険給付の対象となる通所介護に準ずるサービスを提供するもの）の活用、地域における活動への参加の機会の提供等により利用者の多様な活動の確保に努めるものとする。
- 4 事業所の計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護〔介護予防〕計画の作成後においても、介護従事者、利用者が、認知症対応型共同生活介護〔介護予防〕計画に基づき利用する他の指定居宅サービス等を行うものとの連絡を継続的に行うことにより、認知症対応型共同生活介護〔介護予防〕計画の実施把握を行い、必要に応じて認知症対応型共同生活介護〔介護予防〕計画の変更を行うものとする。
- 5 認知症対応型共同生活介護〔介護予防〕計画を作成した際には、当該認知症対応型共同生活介護〔介護予防〕計画を利用者に交付するものとする。

【短期利用共同生活介護〔介護予防〕】

第17条 当事業所は、各共同生活住居の定員の範囲内で、空いている居室や短期利用者専用の居室等を利用し、短期間の指定認知症対応型共同生活介護〔介護予防〕（以下「短期利用共同生活介護〔介護予防〕」という。）を提供する。

- 2 短期利用共同生活介護〔介護予防〕の利用期間は、あらかじめ30日以内と定めるものとする。
- 3 短期利用共同生活介護〔介護予防〕の定員は一の共同生活住居につき1名とする。
- 4 短期利用共同生活介護〔介護予防〕の利用に当たっては、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅介護サービス計画の内容に沿い、当事業所の計画作成担当者が認知症対応型共同生活介護〔介護予防〕計画を作成することとし、当該認知症対応型共同生活介護〔介護予防〕計画に沿いサービスを提供する。

【管理者の責務】

第18条 事業所の管理者は、事業所の従業者の管理及び入居の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとし、さらに、従業者に運営

基準の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

【記録の整備】

第 19 条 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。また、事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護〔介護予防〕の提供に関する次に掲げる諸記録を整備し、少なくともその完結の日から 2 年間保存しなければならない。なお、利用者や保険者からの照会等に対応するため、介護報酬に係る記録を含め最低 5 年間は保存するものとする。

- 一、認知症対応型共同生活介護〔介護予防〕計画
- 二、提供した具体的なサービスの内容等の記録
- 三、身体拘束等の様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- 四、市町村への通知に係る記録
- 五、苦情の内容等の記録
- 六、事故の状況及び事故に際してとった処置の記録

【会計の区分】

第 20 条 事業者は指定認知症対応型共同生活介護〔介護予防〕事業所ごとに経理を区分するとともに、指定認知症対応型共同生活介護〔介護予防〕の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

【居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止】

第 21 条 事業者は、以下の事項を遵守しなければならない。

- 一、居宅介護支援事業者による共同生活住居の紹介が公正中立に行われるよう、居宅介護支援事業者またはその従業者に対し、要介護被保険者に対して当該共同生活住居を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。
- 二、共同生活住居の退居後において利用者による居宅介護支援事業者の選択が公正中立に行われるよう、居宅介護支援事業者またはその従業者から、当該共同生活住居から退居者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

【個人情報の保護】

第 22 条 事業所の従業者は、正当な理由なく業務上知り得た利用者またはその家族の個人情報情報を漏らしてはならない。

- 2 事業者は退職者等が、正当な理由なく業務上知り得た利用者またはその家族の個人情報情報を漏らさないよう必要な措置を講じる。
- 3 指定居宅介護支援事業者等に対して、入居者に関する情報を提供する際には、文書により入居者又はその家族の同意を得るよう努める。

【地域との連携など】

第 23 条 事業所は、その運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行うなど地域との交流に努める。

- 2 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の包括支援センター職員、市役所介護保険課、知見者により構成される運営推進会議を設置し、おおむね 2 カ月に 1 回開催する。運営推進会議において、本事業のサービス内容及び活動状況を等を報告し、構成メンバーより評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聞く機会を設ける。

【掲示】

第 24 条 事業者は、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力医療機関等、入居料その他のサービスの選択に資する重要事項を事業所内の見やすい場所に掲示する。

【協力医療機関】

第 25 条 事業者は、サービス提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、協力医療機関等を以下のように定める。

- 一、協力医療機関 医療法人それいゆ会 児玉診療所
宝塚市川面 3 丁目 24 番 9 号 TEL : 0797-87-5577 (代表)
医療法人それいゆ会 こだま病院
宝塚市御殿山 1 丁目 3 番 2 号 TEL : 0797-87-2525 (代表)
- 二、協力歯科医療機関 藤沢歯科医院
宝塚市川面 5 丁目 1 - 3 ホワイトストーンギャラリー
2 F TEL : 0797-81-1080 (代表)
- 三、協力歯科医療機関 医療法人芳章会 ほうなん歯科
豊中市庄内東町 3 丁目 1 番 41 号 TEL : 06-4866-6066
- 四、協力歯科医療機関 医療法人社団にしきた 西宮北口歯科口腔外科
西宮市北口町 1 - 2 アクタ西宮東館 2 F
TEL : 0798-65-1971 (代表)

【認知症対応型共同生活介護〔介護予防〕の取り扱い方針】

第 26 条 事業者は、利用者の認知症の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行わなければならない。

- 2 事業者は、利用者一人ひとりの人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割をもって家庭的な環境のもとで日常生活を送ることができるよう配慮して行うよう努める。
- 3 事業者は、認知症対応型共同生活介護〔介護予防〕計画書に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行うよう努める。
- 4 事業者は、認知症対応型共同生活介護〔介護予防〕の提供にあたって、介護従事

者は懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、提供方法等について理解しやすいように説明を行うよう努める。

- 5 事業者は、市町村及び利用者に対し、情報公開を行う。また市町村に対し、「認知症高齢者グループホームに係る情報提供の項目」により当該事業所の運営規程の概要、職員の勤務体制等の情報について提出し、一般に公表する。
- 6 事業者は、自ら提供するその認知症対応型共同生活介護〔介護予防〕の質の評価を行い、常にその改善を図るよう努める。
- 7 事業者は、認知症対応型共同生活介護〔介護予防〕の評価について、県の認める機関による外部評価を実施する。

【勤務体制の確保等】

第 27 条 事業者は、利用者に対し適切な指定認知症対応型共同生活介護〔介護予防〕を提供できるよう、共同生活住居ごとに従業者の勤務の体制を定める。

- 2 前項の従業者の勤務体制を定めるに当たっては、利用者の精神の安定を図り、安心して日常生活を送ることが出来るよう継続性を重視したサービスの提供に配慮する。
- 3 介護従事者の資質の向上のためにその研修の機会を次の通りに設ける。
 - 一、採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
 - 二、継続研修 年 2 回

【広告】

第 28 条 事業所はその内容について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

【虐待防止に関する事項】

第 29 条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業員に対する研修の実施
 - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (3) その他虐待防止のための必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、これを市町村に通報するものとする。

【身体拘束】

第 30 条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

【ハラスメント】

第 31 条 事業者におけるハラスメントへの対策について、利用者・家族等の様々な状況からハラスメントのリスクを事業所内で検討する体制がある。

- (1) 特定の職員が長時間固定して特定の利用者を担当しないように職員配置をする。
- (2) 利用者の希望を聞いて、なるべく同性介助が出来るように職員配置をする。
- (3) ハラスメントの発生ケースを振り返り、事業所内で発生防止を検討する体制がある。
- 2 ハラスメントの発生時、事実確認し、今後の対応を明確に示し、利用者・家族と速やかに話し合い、再発防止策を検討する。
- 3 介護職員その他の従業者に対し研修会を実施する。
- 4 契約時等において利用者・家族等にハラスメントを許容せず、契約の解除がありうることを説明することとしている。

【事業継続計画の策定】

第 32 条 事業所は、感染症や非常災害の発生において、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務開催を図る計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

【規定の補足】

第 33 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については管理者が、医療法人社団それぞれいゆ会と協議し定めるものとする。

附則 この規程は 2006 年 4 月 1 日から施行する。

2014 年 4 月 1 日改定

2016 年 4 月 1 日改定

2018 年 4 月 1 日改定

2019 年 9 月 1 日改定

2020 年 6 月 1 日改定

2021 年 11 月 1 日改定

2023 年 5 月 1 日改定

2024 年 4 月 1 日改定